

立川市学校跡地利活用促進補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、学校跡地の活用を促進するとともに地域の活性化に資するため、学校跡地を利用して事業を行う法人又は団体に対し、予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校跡地 平成 年 月 日以降において、市が学校教育等に用いた施設としての用途を廃止し、市が公用又は公共用に供する施設として用いない小学校、中学校の建物及び土地又はそのいずれか一方をいう。
- (2) 設備投資 学校跡地において事業を実施するに当たり行う必要な建物の新築、増築、改修工事（電気設備、給排水設備、消防設備、内外装等の改修工事等）、施設設備の取得、外構工事及び土地の造成をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 学校跡地の有効活用及び地域の活性化に資する事業を行う者であり、当該学校跡地の建物譲与契約又は事業用定期借地契約を締結していること。
- (2) 国税及び地方税等に滞納がないこと。
- (3) 立川市暴力団排除条例（平成23年立川市条例第14号）第2条第1号に掲げる暴力団又は同条第2号に掲げる暴力団員若しくは同条第3号に掲げる暴力団関係者に該当しないこと。

（補助の対象となる経費）

第4条 補助の対象となる経費は、活用する学校跡地の設備投資に要した費用その他市長が特に必要と認める費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、国若しくは他の地方公共団体の補助金等又は立川市の他の補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の対象となる経費については、対象外とする。

(補助金の交付回数)

第5条 補助金の交付は、事業開始後3年以内とし、1会計年度において1回とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額等は、別表に定める掲げる額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備投資に着手する30日前までに、立川市学校跡地利活用促進補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、申請するものとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 施設改修等計画書（第3号様式）（見積書、着手前写真、計画図面等を含む。）

(3) 収支計画書（第4号様式）

(4) 財務状況に関する書類（直近3期分の決算報告書）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請を行うに当たり、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定及び結果通知)

第8条 前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容等を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、立川市学校跡地利活用促進補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで申請がされたときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付決定を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(変更承認の申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該交付決定後において、事業内容及び補助金額を変更する場合は、立川市学校跡地利活用促進補助金変更交付申請書（第6号様式。以下「変更申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて別に定める日までに提出するものとする。

2 変更申請書の提出があった場合において、その内容等を審査し、適当と認めるときは、立川市学校跡地利活用促進補助金交付変更決定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助対象事業の遂行)

第10条 補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって交付決定に係る事業（以下「補助対象事業」という。）を行わなければならない。

(状況報告等)

第11条 補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要と認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業の実施状況に関する報告を求め、又は実地に立入り調査（以下「実地調査」という。）をすることができる。

(遂行命令等)

第12条 市長は、前条に規定する報告又は実地調査により、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長の指示に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことその他必要な指示をすることができる。

(補助金の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに、立川市学校跡地利活用促進補助金実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、報告するものとする。

- (1) 事業報告書（第9号様式）
- (2) 収支報告書（第10号様式）
- (3) 設備工事等請負契約書等の写し

- (4) 総勘定元帳の写し
- (5) 当該補助対象事業に関する資料（竣工図、完成写真等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第7条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助対象経費から減額して提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第14条 前条の規定による実績報告を受けた場合は、関係書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の実績が、交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長が指示した事項に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、立川市学校跡地利活用促進補助金確定通知書（第11号様式。以下「確定通知書」という。）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 補助事業者は、確定通知書を受領したときは、立川市学校跡地利活用促進補助金請求書（第12号様式）により補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 第7条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（第13条第2項の規定により補助対象経費から減額した補助事業者においては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、期限を定めて消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定

の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (4) 交付決定後10年以内に当初計画した事業を廃止又は中止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第19条 補助事業者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消され、第17条第2項の規定により消費税等仕入控除税額の返還を求められたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の返還を求められた場合において、定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を求めた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を求めた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求めた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を求めた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求めた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求めた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長公室長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

建物の契約形態	対象経費	補助率	上限額
譲与	設備投資	補助対象経費の1／2	100,000,000円